

「個別論点の検討(6)－不当勧誘に関する規律④、不当条項に関する規律③－」
に対する意見

2015年6月12日

一般社団法人 日本経済団体連合会

常務理事 阿部泰久

1. 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

消費者契約法に基づいて意思表示が取り消された場合について、消費者の事業者に対する返還義務の範囲に関する特則を設けるべきであるという考え方について、どう考えるか。

< 具体的対応 >

【甲案】事業者は、消費者に対して、物の使用により得られた利益や費消されて原物返還が不可能になった物の客観的価値、権利の行使によって得られた利益、又は提供を受けた役務の対価のそれぞれに相当する金銭の支払いを請求することができないという趣旨の規定を設ける。

【乙案】意思表示の当時、当該意思表示を取り消すことができることについて善意であった消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定するという趣旨の規定を設ける。

【丙案】民法の解釈・適用に委ねる。

(意見)

丙案を支持する。甲案には強く反対する。

(理由)

- ◆ 現在検討中の他の不当勧誘に関する規律の内容にもよるが、甲案は、クーリング・オフの8日間の熟慮期間に比しても長期間にわたって、現物返還可能な物を除く一切の客観的価値に関する消費者の返還義務を否定するものである。時間が経過して、事業者が、不当勧誘が無かったことを十分に立証できる資料が残っていない場合は、結果的に、消費者の「使用得」「費消得」「受け得」になる可能性もあるため、消費者契約に一律に適用すべきではない。

基本的に取消しの効果は、丙案の通り民法の解釈・適用に委ねるべきで、乙案のように改正民法の原則を修正するか否かは、改正民法施行後の立法事実を踏まえ、慎重に検討すべき。取消しの効果において、一般的な消費者を意思無能力者や制限行為能力者と同等に扱うべきではない。

- ◆ なお、資料の脚注10に指摘があるとおおり、丙案を採る場合に、救済を図るべき不当な取引において、役務や商品の客観的価値が代金相当額であるかについては議論の余地があり、一般に消費者に何も返還されないような事態は考えにくい。

2. 不当条項の類型の追加

(1) ⑤サルベージ条項

消費者の権利を制限し又は義務を加重するために、強行規範によって全部無効とされる内容に、強行規範によって無効とされない範囲でのみ有効とするという趣旨の限定を加えた条項（いわゆるサルベージ条項）を不当条項とする規定を設けるという考え方についてどう考えるか。

（意見）

いわゆるサルベージ条項を不当条項とすることには強く反対する。

（理由）

- ◆ 法律によって許容される範囲において事業者の責任を免除する規定を一律に不当条項とすることについては妥当性・必要性に疑問があり、消費者契約法第10条の解釈・適用に委ねるべきである。
- ◆ そもそも、民法1条2項をはじめ強行法規の適用に関する明確なメルクマールがなく、また、過去には有効とされた条項が時代の変化により無効とされる可能性がある。加えて、契約が継続していれば条項を適宜に変更することは困難である。本条項は、以上を踏まえ、可及的に条項の有効性を担保する手段であって、実務上の必要性がある。

(2) ⑥消費貸借における目的物交付前の解除に伴う損害賠償

諾成的消費貸借において借主が貸主から金銭その他の物を受け取るまでに契約を解除した場合の、貸主の借主に対する損害賠償請求に関し、事業者を貸主、消費者を借主とするときの特則を設けるという考え方についてどう考えるか。

<具体的な対応>

① 借主に対する損害賠償請求

貸主は、借主に対し、契約の解除によって受けた損害の賠償を請求することができないという規定を設ける。

② 損害賠償額を予定する条項

法第9条第1号・第10条の解釈・適用に委ねる。

（意見）

特則の新設には強く反対する。

（理由）

- ◆ 消費貸借における目的物交付前の解除に伴い貸主に実際に損害が生じた場合に生ずべき損害賠償請求権を、消費者契約においては一律に事業者には認めないとするのは、消費者と事業者との情報・交渉力の格差を前提にしても妥当性を欠くと考える。また、こうした規定を設けた場

合、事業者が契約の解除によって受ける損害を他の消費者に転嫁することも懸念される。

- ◆ 消費貸借における目的物交付前の解除に伴う損害賠償額を予定する条項については、現行の消費者契約法第9条第1号・第10条その他の法令の解釈・適用において規律するものとすべきである。

(3) ⑦消費貸借における期限前の弁済に伴う損害賠償

消費貸借において期限前の弁済が行われた際の貸主の借主に対する損害賠償請求について、事業者を貸主、消費者を借主とするときの特則を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

<具体的な対応>

① 借主に対する損害賠償請求

貸主は、借主に対し、期限前の弁済によって受けた損害の賠償を請求することができないという規定を設ける。

② 損害賠償額を予定する条項

【甲案】 期限前の弁済に伴う損害賠償の額を予定する条項について、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を無効とする規定を設ける。

【乙案】 法第10条の解釈・適用に委ねる。

(意見)

特則の新設には、強く反対する。

(理由)

- ◆ 消費貸借における期限前の弁済に伴い貸主に実際に損害が生じた場合に生ずべき損害賠償請求権を、消費者契約においては一律に事業者には認めないとするのは、消費者と事業者との情報・交渉力の格差を前提にしても妥当性を欠くと考える。また、こうした規定を設けた場合、事業者が期限前の弁済によって受ける損害を他の消費者に転嫁することも懸念される。
- ◆ なお、一部の固定金利型消費者向けローンでは期限前弁済の際、再運用利率が約定利率を下回る場合にはその差額を清算金として請求する条項が設けられているが、本特則が設けられれば事業者はそのような消費者向け融資商品から撤退することも想定され、そうであれば、かえって消費者の選択肢が狭まることになりかねない。
- ◆ 消費貸借における期限前の弁済に伴う損害賠償額を予定する条項については、現行の消費者契約法第10条その他の法令の解釈・適用においても規律可能である。

3. 抗弁の接続／複数契約の無効・取消し・解除

抗弁の接続、複数契約の無効・取消し・解除に関する規律の在り方については、まずは関連法制の検討の状況を注視しつつ、裁判例や消費生活相談事例の蓄積を待って検討することとしてはどうか。

(意見)

抗弁の接続、複数契約の無効・取消し・解除に関する規律について、今回消費者契約全般を対象とする新たな規律を設けないという点で賛成する。典型的に問題が生じるケースについては必要な範囲に絞り他の法律での対応を検討すべきと考える。

(理由)

抗弁の接続及び複数契約の無効・取消し・解除について、消費者契約に関する一般的な規定を設ける根拠に乏しい一方、本来必要とされる範囲を超える規定を設けることは実務の混乱を招く。

4. 継続的契約の任意解除権

継続的契約の任意解除権に関する規律の在り方については、関連法制の運用や取引の状況等を注視することとしてはどうか。

(意見)

継続的契約の任意解除権について、消費者契約全般を対象とする新たな規律を設けないという点で賛成する。

(理由)

継続的役務提供及び継続的商品購入については、通常、長期の安定的な取引関係を前提として、そのメリットとして料金・代金の割引が行われており、消費者契約全般に関して消費者からの任意解除権に関する規律を導入すれば、結果的に安価な役務・商品の提供といった消費者の選択肢を狭めることになる。

以上